

原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書

原子力規制委員会は原子力発電所の運転期間「原則40年間」とした原子炉等規制法の規定を削除する意向である。

原発40年ルールは、福島第1原発事故後2012年に定めたものである。福島第1原発は運転開始40年の検査に合格したばかりの事故であるため、原子力規制法に運転期間を、原則40年間とし、原子力規制委員会の審査を経て、1回だけ20年延長できる旨の規制が盛り込まれた。

40年ルールを撤廃し老朽原発を動かすことは、地球上の生命を脅かす限りない危険を伴う。

- 1 運転により原子炉が中性子にさらされることによる劣化に加え、運転休止中も時間の経過を伴い、配管やケーブル、ポンペ等、原発の各設備部品が劣化する。交換できない部品も多く、電力会社の点検できる範囲も限定的である。
- 2 設計から時間が経過していることにより、個別の原発プラントに関わり、その特徴や故障、事故の経歴を知っている熟練技術者が既にない。
- 3 再度、我が国において原発事故が起き、大気・海洋への放射能汚染の可能性が大きい。現在、福島原発事故後の安全な廃液処理ができずに海洋放出が行われようとしているが、核廃棄物の海洋放出は海洋生物の放射能汚染を引き起こし、また、世界各国への影響は大きく、各国との友好関係を壊すことになる。

記

老朽原発の運転期間制限を緩めず、少なくとも現行の原発運転期間の「40年ルール」を厳格に運用することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
経済産業大臣
原子力規制委員会委員長